

◆使用済小型家電の見分け方 ◆質問に「はい」または「いいえ」で答え、該当する方へ進んでください。

《スタート》 **資源物**が燃やせないごみの中に入っていないですか？ → **家の中に使用済家電製品**はありませんか？

◆処分する家電類は、**コンセント電源又は電池電源のもの**である。

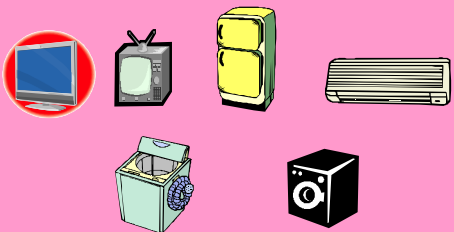
はい

◆処分する家電類は、**テレビ・冷蔵庫、冷凍庫・エアコン・洗濯機、衣類乾燥機**である。

はい

◆市では収集しません
これら家電4品目は、

家電リサイクル法に基づき、リサイクル料金と収集運搬料金をお支払いのうえ、該当機器を購入した店または新たに買い求めた店に引取を依頼してください。



いいえ

◆処分する家電類は、**パソコン・携帯電話**である。

はい

《パソコン・携帯電話》

①市による**拠点回収**
(市役所本庁・総合支所・出張所)
※個人情報**は必ず消去し、充電電池は外してから入れてください。**



《パソコン》

②パソコンメーカーによる回収
(回収手続きは、パソコンメーカーによって異なりますので、パソコンメーカーへ直接お問い合わせください。)



いいえ

◆処分する家電類は**電子機器付属品**である。(キーボード・マウス・テンキー・プラグ・ジャック・ヘッドホン及びイヤホン等)

いいえ

◆市の**分別区分**に従い、処分してください。

はい

◆資源物の日に**金属類(その他金類)**でゴミステーションに、**45リットル以下の透明袋・半透明レジ袋**に入れて出してください。

(例)・電子レンジ・電気ストーブ
・トースター
・電気ドリル・電気のかぎり
・その他の電動工具



はい

◆処分する家電類は、**全体の8割以上が金属**である。

いいえ

◆45リットル以下の透明袋または、半透明レジ袋に入るものである。

いいえ

使用済小型家電対象商品**94品目**である。

いいえ

◆**粗大ごみ**です。

・**肝属清掃センター**に直接搬入してください。

はい

◆**使用済小型家電**です

・**鹿屋市資源センター**に直接搬入してください。

◆「**使用済小型家電**」です。

お住まいの地域の**資源ごみ日**に**45リットル透明及び半透明レジ袋**に入れて**町内会番号**または**地区名、氏名**をマジックで**明記**して出してください。

※注意する点は？
※詳しくは？

